# 令和８年度予算編成方針

## １．本市の財政状況と今後の見通し

（１）本市の財政状況

令和６年度の決算状況は、財政健全化法に基づく健全化判断比率においては引き続き良好な状況を維持するとともに、基金残高は前年度の水準を確保しながら、市債残高は約１０億円減少した。現状においては、財政状況は概ね良好と評価できる。

一方で、経常収支比率については、人件費や物価高騰による経費増の影響などから、91.5%と、初めて 90%の大台に達し、財政の硬直化は着実に進んでおり、歳入構造についても依存財源の割合が高まりつつある。

（２）今後の見通し

人口減少や少子高齢化の進行など、社会環境は大きく変化しており、将来の見通しは一層不透明なものとなっている。

歳入面では、市税の伸びは見込めず、市債については令和７年度をもって、交付税措置の高い有利な事業債の活用期限が終了する。交付税措置による実質的な負担軽減が本市財政の健全性の確保に大きく寄与してきたことを踏まえると、今後は市債の活用において、より慎重かつ的確な判断が求められる。

一方、歳出面では、扶助費は増加の一途をたどるなか、物価高騰や人件費の増加が続くことが予想され、歳出の肥大化は避けられない見通しである。また、老朽化に伴う公共施設の維持管理にかかる財政需要も今後増加することが見込まれる。

令和７年度においては、社会経済状況の影響からくる経費増や将来を見据えた計画的な基盤整備の実施に伴い、財政調整基金と市債を財源として積極的な施策展開を行ってきたところであるが、令和８年度以降においても、引き続き社会的な要因による経費増に加え、原郷上野台線の整備や旧煉瓦製造施設の活用整備、消防分署の建替など、相当規模の財政需要が見込まれる。その一方で、それを補うだけの歳入の伸びは見込めず、今後、厳しい財政運営が続くことが予想される。

## ２．令和８年度予算編成の基本方針

令和８年度は、第２次深谷市総合計画後期基本計画の４年目となり、終盤を迎えることから、これまでの計画期間の取組状況を検証のうえ、要求内容を大局的な視点から再精査し、「誰一人取り残さない みんながうれしい ふかや」のより一層の展開を図る、確かな成果に結びつける予算を編成すること。

また、計画の着実な推進にあたっては、財源の確保が重要であることから、その確保に最大限努めるとともに、従来の手法にとらわれず、創意工夫や柔軟な発想により、限られた財源のなかで、効率的・効果的な事業展開を図ること。

### （１）物価高騰下での市民サービス維持と未来投資

物価高騰により経費の増加が避けられないなか、市民生活を守り、市民サービスの維持・向上を図ることを念頭におきながら、真に必要な事業・施策の精査を行い、市民のニーズに即した予算を編成すること。

また、次世代に引き継ぐべき、本市の持続的発展の基盤づくりが進展するよう、将来を見据えた施策の展開を図ること。

### （２）行政評価に基づく予算編成

第２次深谷市総合計画後期基本計画の着実な推進のため、各種行政評価結果を踏まえ、効率的・効果的な事業展開を図ること。

主要プロジェクトについては、先導的かつ重点的に推進すべき取組であることから、積極的な事業展開を図り、所要の財源の確保に努める。所管課においては、その趣旨と主要プロジェクト推進ヒアリングにおいて確認した方向性を踏まえ、組織横断的な連携により、効果的な事業展開を図ること。

個別施策については、行政評価の結果を踏まえて財源の配分を行う。各所属においては、まちづくり指標の達成状況を検証するとともに、施策別実施計画ヒアリングにおいて確認した各施策・事業の方向性を予算に反映すること。

### （３）公共施設マネジメントの推進

公共施設の総量の適正化を図るため、公共施設適正配置計画に基づき、適正配置を着実に進めるための予算を計上すること。

また、施設の更新・修繕等にあたっては、施設の老朽度や利用実態等に加え、適正配置計画における施設の在り方を踏まえて行い、必要以上の経費が生じないよう留意すること。

## ３．具体的事項

（１）通年予算

現行制度に基づき、年間を通じた予算を編成すること。なお、年度途中における補正は、国の制度改正や緊急止むを得ない事由及び継続安定的な歳入を新たに確保するための必要最少額の経費を対象とする。

（２）編成方法

各所属においては、後期基本計画に掲げる「プロジェクト指標」や「まちづくり指標」の目標達成に向け、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう事業内容を検討すること。

なお、予算計上にあたっては、適正額を適正科目に計上することを徹底されたい。

（３）適切な債権管理

市政運営における確実な財源確保と負担の公平性を担保する観点から、収入未済額の縮減を図るとともに、適切な債権管理に努めること。

なお、各所属間の連携を密にとり、税・使用料等の名称を問わず、不納欠損の縮減を図ること。

（４）国・県補助制度への対応

国及び県の補助制度について、所管業務のみならず、広く情報の収集に努め、市として可能な限り特定財源の確保に努めること。

なお、補助事業であることを理由に事業の実施を決定するのではなく、事業本来の必要性と後年度負担を十分に検証したうえで、実施を判断されたい。

（５）実態に即した予算編成、見積内容

前年度の決算額や現年度の執行状況を考慮の上、繰越明許や不用額が生じることのないよう、適正額を計上すること。積算根拠等の妥当性については、事業者からの見積もりに準拠するのではなく、十分な精査を行うこと。

また、工事等については、債務負担行為等を活用し、早期発注及び発注・施工時期等の平準化を図るなど、計画的に事業を遂行する手法を検討すること。

（６）デジタル化の推進（業務の効率化、市民サービスの向上）

デジタル化の活用によって、事務の効率化や市民サービスの向上につながるかといった視点で、実施手法について検証すること。

なお、検証にあたっては、後年度負担を含めて検討すること。

## ４．一般会計に関する事項

（１）歳入に関すること

① 市税は、経済情勢の推移、税制改正、その他制度動向等を勘案し、的確に算定するとともに、課税客体については、関係機関と連携し、適切に把握すること。特に、収納率向上は、市財政の根幹にかかわる重要課題であるため、全庁的に最大限の努力をもって取り組むこと。

② 自主財源の確保に向け、ふるさと納税をはじめとした本市の特色を活かした取組の更なる推進を図ること。

③ 使用料・手数料については、「使用料・手数料の適正化に関する指針」に基づき、市内外利用者に対して説明責任が果たせるよう、算出根拠について整理すること。

④ 国県支出金は、補助基本額、補助率、補助単価、事業内容、事業効果等を十分検討のうえ交付基準及び交付実績に基づき積算すること。

（２）歳出に関すること

① 人件費は、近年の人事院勧告の動向を踏まえるとともに、各部課の業務量把握により的確に見込むこと。職員給においては、事務事業の一層の効率化を念頭に入れ、必要最少額を見込むこと。

② 人員配置を要する業務の委託料については、繁忙期や閑散期の業務量を適切に見込んで計上するとともに、執行段階においても人員に余剰が生じないよう業務管理を徹底すること。

③ 新たな会計年度任用職員の任用については、業務内容を十分検討の上、必要額を計上すること。なお、任用にあたっては、企画課と事前に協議すること。また、任用を継続する際は、業務の内容や量を精査し、漫然と継続することのないよう留意すること。

④ 扶助費については、客観的なデータに基づく需要を適切に把握し、事業効果を検証の上、住民ニーズや社会情勢に適応した事業への見直しや再構築を図り、適正額を計上すること。

⑤　補助金は、「深谷市補助金等見直し方針」に基づき、毎年度、内容、必要性及び期間等について精査し、見直しを図ること。補助制度は永続的なものでないことを認識し、事業効果を適切に把握し、最少の経費で最大の効果が得られるよう活用を図ること。協議会等への負担金は、法令で加入が義務付けられているもの以外は内容を再度確認し、必要最少額とすること。

⑥　リース･レンタルの使用料､保守点検･施設維持管理委託料等については、内容を精査し経費縮減に努めること。特に、保守点検については定期点検に替えて、スポット点検の活用も視野に、費用対効果を検証し見直しを図ること。

⑦　食糧費については､自己負担の観点から会議等における弁当等の公費支出は原則として行わないこと｡また､宿泊費について､視察研修等においては、目的地や行程を精査し､極力宿泊を伴わないよう工夫するなど経費の節減に努めること。

⑧　各種啓発に係るチラシ等の印刷物については､その費用対効果を十分に検討すること。また、自治会を通じて毎戸配布している現状を鑑み、真に止むを得ないものを除き、「広報ふかや」への記事掲載やＩＣＴを活用した効果的な情報発信を検討し、経費を節減すること。

⑨　パソコン等の電算関連機器やシステムの導入等については、ＩＣＴ推進室と事前に協議すること。なお、システムの新規導入にあたっては、ＩＣＴ推進室のシステム評価を受けること。

⑩　公共施設の維持管理については、日常的、定期的な確認により、現状を正確に把握したうえで、施設の管理運営上必要な修繕等については、適正に計上すること。施設の安全・安心な利用の確保は、管理運営上、当然に果たすべきもので、行政サービスの基本でもあることから、市民利用に支障のないよう適切な管理を徹底すること。

⑪　新規事業の追加や補助金の創設・拡充等に際しては、市が策定している各種計画の趣旨や近隣市町村の状況、費用対効果を検証するとともに、企画課の事前評価を受けること。

## ５．特別会計に関する事項

一般会計の予算編成方針に準じて計上するよう十分研究し編成すること。

また、保険料・使用料など受益と負担の適正化を念頭に財源を確保するとともに、事業収入の確保や長期的な収支バランスの見通しによる採算性を十分見極め、基準内と基準外を明確にし、基準外の一般会計繰出金を縮減できるよう経営改善を図ること。

（１）国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

国・県の制度や医療費の動向を十分見極め的確に見込むこと。国・県補助金、保険料、療養給付費等を的確に把握し、一般会計繰出金に極力依存しないこと。また、決算において過大な繰越金が生じないよう的確に見込むこと。

なお、国民健康保険特別会計については、決算実績や保険制度の動向を踏まえ、税負担の在り方を絶えず検証し、適正化に努めること。

（２）土地区画整理事業特別会計

国・県補助金等を的確に把握し、一般会計繰出金に極力依存することなく、事業の進捗に留意のうえ的確に見込むこと。

（３）公営企業会計

公営企業会計の原則に基づき、一般会計繰出金に極力依存することなく、更なる効率的な経営と経営改善に努めること。

## ６．その他留意事項

各部は、各施策の課題や進捗状況について最もよく知る立場にあることを認識したうえで、事業の優先順位付けにおいて、緊急性・必要性を総点検のうえ、本要求上限額を遵守し、限られた財源を適切に配分した予算を編成すること。